

正 誤 表

●平成31年2月議会定例会議案（平成30年度分）

頁	誤	正
32	<p>議案第160号 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>3 改正後の第13条及び第14条第3項の規定は、前項第2号に掲げる施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p>	<p>議案第160号 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>3 改正後の第13条及び第14条第3項の規定は、<u>附則第1項</u>第2号に掲げる施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p>

●平成31年2月議会定例会議案（平成31年度分）

頁	誤	正
59	<p>議案第18号 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について</p> <p>別表第1「<u>新潟市北部総合コミュニティセンター</u>」の項中「新潟市中央区附船町1丁目4385番地1」を「新潟市中央区稲荷町3511番地1」に、「体育館、練習室、卓球場、調理実習室、音楽室、ギャラリー、教室、和室、大ホール、小ホール、資料室、談話室」を「活動室、和室、大ホール、小ホール、音楽室、調理室、武道場、体育館」に改める。 別表第4中2の表を次のように改める。</p>	<p>議案第18号 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について</p> <p>別表第1 <u>新潟市北部総合コミュニティセンター</u>の項中「新潟市中央区附船町1丁目4385番地1」を「新潟市中央区稲荷町3511番地1」に、「体育館、練習室、卓球場、調理実習室、音楽室、ギャラリー、教室、和室、大ホール、小ホール、資料室、談話室」を「活動室、和室、大ホール、小ホール、音楽室、調理室、武道場、体育館」に改める。 別表第4の<u>うち</u>2の表を次のように改める。</p>
60	<p style="text-align: center;">附 則 (準備行為)</p> <p>2 市長が行う新潟市北部総合コミュニティセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、<u>新潟市北部総合コミュニティセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (準備行為)</p> <p>2 <u>新潟市北部総合コミュニティセンターの指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し並びに利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為、利用者が行う利用の取止めの申出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。</u></p>